

法務省民事局参事官室  
御中

「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」に関する意見

平成28年9月28日

|                              |                                                                                                                                            |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (フリガナ)<br>[団体名]<br><br>[部署名] | こうえきしゃだんほうじん<br>公益社団法人<br><br>にほんしょうひせいかつあどばいざー・こんさるたんと・そうだんいんきょうかい<br>日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会<br><br>しょうひしゃていげんとくべついいんかい<br>消費者提言特別委員会 |
| [住 所]                        | 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2 階                                                                                                     |
| [電話番号]                       | 03-6434-1125 (代表)                                                                                                                          |
| [電子メールアドレス]                  | nacs-teigen@nacs.or.jp                                                                                                                     |

民法の成年年齢の引下げについては、平成21年10月の法制審議会の答申において、国民投票の投票権年齢が18歳に定められたことに伴い、「民法で定める成年年齢を18歳に引下げるのが適当である」と出され、平成27年6月 公職選挙法が改正されて選挙年齢が18歳に引下げられました。その際の付則でも「民法の規定を検討し、法制上の措置を講ずること」とされています。これを踏まえて、貴省で民法の成年年齢の引下げの法改正の準備を進められていると伺い、その施行方法に関して意見を述べさせていただきます。

記

一斉施行による支障の有無について

**【意見】**

現時点において、直ちに法整備を行うことは相当ではなく、契約年齢（財産管理年齢）の時期については慎重に対応すべきであると考えます。

**【理由】**

成年年齢が、親権者の同意なく確定的に契約等の法律行為を行うことができる年齢とされるのであれば、我が国における18歳（高校3年次、若しくは社会人になって間もない就労者）は、法律の責任を負うには社会経験が未熟であると考えます。

SNSを通じてのネットワークビジネスの勧誘や、エステティック・美容医療の継続的役務提供契約など若者特有の問題契約は、未成年者取消権が10代の若者への勧誘の抑止力となっていました。

今まで18歳～19歳の若者に与えられていた未成年者取消権がなくなること、消費者被害が増大することが予想されます。

平成25年10月の国民調査では、「契約年齢の引き下げに反対が7割」と出ていました。

法制審議会の答申で、養子をとることのできる年齢については、20歳とする現状を維持されています。契約年齢（財産管理年齢）に関しても20歳とする現状を維持していくことが必要と考えます。

しかし、法制審議会の答申にあるように契約年齢を含めた民法の成年年齢の引下げを実施される場合には、若者層を守るために以下のことを検討されることが必要であると考えます。

- ① 必要な知識を身につけられる消費者・金融教育を充実させる。
- ② 専用相談窓口を各地（高校や大学・職場も含む）に設ける。
- ③ 取引する事業者には勧誘の制限や重い説明義務を課す。
- ④ 消費者保護の施策を充実させる。

## 周知期間、施行日について

### 1. 周知期間

周知期間を改正法成立後3年程度とすることによる支障の有無について、

#### 【意見】

体制が整っていない中で、周知期間を3年程度とするのは短いと考えます。

#### 【理由】

義務教育期間を過ぎて各自の進路が異なってしまう16歳以上の未成年者は、契約の成立や取消しについての法教育や消費者・金融教育について、義務教育の学習指導要領、高校の生活指導や学習指導要領、職場内教育の中で具体的な法教育等を十分に受けていません。体制が整っていない中で、周知期間を3年程度とするのは短いと考えます。

### 2. 具体的な施行日をいつにするか（1月1日、4月1日等）について

#### 【意見・理由】

20歳を成年とする場合は誕生日が成年の区切りとしますが、18歳を成年とする場合に1月1日や4月1日で区切ることは、その日を境に、悪質な契約の勧誘を受けることもあり、未熟な成年が、飲酒・喫煙について、自ら解禁することにつながりかねないと思われます。18歳という年齢は、社会経験も乏しく、高校から進学就職して生活が変化する時期でもあり、肉体的にも未成熟であることに留意して、今後の教育や支援体制作りを先行すべきと考えます。

以上